

技能実習生を受け入れている皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、実習期間を修了する技能実習生が母国に帰国できない場合や、国内に引き続き在留を希望する場合には、在留資格の変更手続きが必要になります。

技能実習生が帰国困難な場合

◆帰国までの間、同じ農家で就労を希望する場合



特定活動
(3か月・就労可)

へ在留資格変更

◆帰国までの間、就労を希望しない場合



短期滞在
(90日・就労不可)

へ在留資格変更

実習期間を修了する技能実習生が引き続き在留を希望する場合

◆農業現場での**就労**を希望する場合



特定技能1号

へ在留資格変更

※専門級に合格した技能実習生は、在留資格変更の際の試験は免除
※特定技能1号の在留期間は、4か月、6か月または1年ごとの更新(通算5年まで)

※もし、在留資格の移行準備が整っていない場合



特定活動
(4か月・就労可)

へ在留資格変更

※これまでと同じ農家のところで同じ業務で就労することが要件
※準備が整い次第、「特定技能1号」へ在留資格変更

◆農業現場での**実習**を希望する場合



技能実習3号

へ在留資格変更

※技能実習生が専門級に合格していること、優良な実習実施者及び監理団体であることが要件

在留資格の変更手続きについては、技能実習生の意向を確認していただき、在留期限が満了する前に早めに監理団体へご相談ください。

申請手続きに必要な書類は、法務省の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて」をご覧ください(検索画面で「法務省 技能実習生の在留諸申請」と入力し、表示されるホームページをクリック)

なお、「特定技能1号」についてのご相談は以下のところでもお受けしますので、お気軽にお問い合わせください。

(お問い合わせ先) JA熊本中央会 農政・営農支援センター

Tel 096-328-1050 (担当:宮本、本越)

熊本県 農林水産部 農産園芸課

Tel 096-333-2387 (担当:宮村、本岡)

平成31年4月に、就労を目的にした新たな在留資格「特定技能」が創設されました。
技能実習制度と特定技能制度の違いは以下のとおりです。

表 農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度	特定技能制度
在留資格	「技能実習」 ⇒ 実習目的	「特定技能」 ⇒ 就労目的
在留期間	最長5年 (<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習1号：1年以内 ・技能実習2号：2年以内 ・技能実習3号：2年以内)	通算で最長5年 (<ul style="list-style-type: none"> ・在留期間：1年、6カ月または4カ月ごとの更新)
従事可能な業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) ※栽培管理、または飼養管理の業務が従事する業務に含まれていることが必要 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業等)に付随的に従事することも可能
技能水準	なし	「受入れ分野で相当程度の知識または経験を必要とする技能」(一定の専門性・技能が必要) ※業所管省庁が定める試験等により確認。ただし、技能実習2号を良好に修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	なし	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習2号を良好に修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体	<ul style="list-style-type: none"> ・実習実施者(農業者等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者、農協等 ・派遣事業者(農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)
監理団体	あり	なし
支援機関	なし	あり(登録支援機関) ※登録支援機関は、特定技能外国人材に対して、住居確保や公的手続きの支援、相談・苦情への対応など生活上必要な支援を、受入農家から委託を受けて、受入農家に代わって実施